

# ミツヒロニュース

## 令和5年度 税制改正大綱のポイント

項目	主な令和5年度 税制改正	
個人所得課税	<b>NISA 制度の抜本的拡充と恒久化</b> 令和6年1月から適用。令和5年末までに現行の「一般NISA」及び「つみたてNISA」において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用	非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。年間投資上限額は、現行の「つみたてNISA」（現行：40万円）を「つみたて投資枠」として120万円に拡充、現行の「一般NISA」（現行：120万円）を「成長投資枠」として240万円に拡充する。「つみたて投資枠」と「成長投資枠」は併用可能とし、年間投資上限額の合計は360万円となる。年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額を1,800万円として設定する。
	<b>スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設</b> 令和5年4月1日以降の再投資について適用	保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設する。上限額は20億円。
	<b>ストックオプション税制の見直し</b>	スtockオプション税制の権利行使期間の上限を、一定のスタートアップについて10年から15年へと延長する。
	<b>極めて高い水準の所得に対する負担の適正化</b> 令和7年分以降の所得税から適用	株式の譲渡所得、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額(基準所得金額)から特別控除額(3.3億円)を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとする。基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益やNISA制度の非課税所得は対象から除外することとし、また、政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額とする。
	<b>空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例</b> 令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用 (適用期限を4年延長)	売買契約等に基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修または除却の工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象とする。
	<b>低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除</b> 令和5年1月1日以後に行う低未利用土地等の譲渡について適用 (適用期限を3年延長)	適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングを除外する。また、①市街化区域または非線引き都市計画区域のうち用途地域設定区域に所在する土地、②所有者不明土地対策計画を策定した自治体の都市計画区域内に所在する土地は、譲渡価額の要件につき上限を800万円(現行：500万円)に引き上げる。

項目	主な令和5年度 税制改正	
法人課税	<b>オープンイノベーション促進税制の見直し</b>	既存株式を取得した場合（取得価額5億円以上、総議決権の50%超を取得した場合など）にも、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とする。その際、M&Aから5年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとする。
	<b>研究開発税制の見直し</b> 適用期限を3年延長	研究開発費の増加インセンティブをさらに強化するため、試験研究費の増減率に応じた税額控除率の一般型のカーブを見直す。税額控除上限に到達した企業にもインセンティブ強化となるよう、試験研究費の増減に応じて、税額控除の上限も変動させる制度を導入する。共同研究等を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲を大幅に拡大。ビッグデータやAI等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費について、既存のビッグデータを活用する場合も税制の対象とする。
	<b>中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長</b> 適用期限を2年延長	—
	<b>中小企業投資促進税制の見直し</b> 適用期限を2年延長	対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する（所得税も同様）。
	<b>中小企業経営強化税制の見直し</b> 適用期限を2年延長	関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業または暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する（所得税も同様）。
	<b>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し(所得税も同様)</b> 適用期限を3年延長 ③は、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出について適用	①既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外する。 ②長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店または主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を90%（現行：80釵）に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店または主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（現行：70%）に引き下げる。 ③先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日または買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間の末日の翌日以後2月以内に本特例の適用を受けようとする措置の別、取得予定資産または譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ることを適用要件に加える。
<b>暗号資産の評価方法等の見直し</b>	①法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。 イ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること (イ) 他者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること (ロ) 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること (次頁へつづく)	

項目	主な令和5年度 税制改正	
法人課税	暗号資産の評価方法等の見直し	<p>②自己が発行した暗号資産について、その取得価額を発行に要した費用の額とする（所得税も同様）。</p> <p>③法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上する。</p>
資産課税	<b>相続時精算課税制度の見直し</b> 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用	相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は上記の控除をした後の残額とする。
	<b>相続開始前贈与の加算期間の見直し</b> 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用	相続または遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。
	<b>教育資金の一括贈与非課税措置</b> 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税・贈与税について適用（適用期限を3年延長）	<p>①信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税抛出资额から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。</p> <p>②受贈者が30歳に達した場合等において、非課税抛出资额から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。</p>
	<b>結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置</b> 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用（適用期限を2年延長）	受贈者が50歳に達した場合等において、非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用する。
	<b>先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例</b>	中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を令和7年3月31日まで講ずる。賃上げによる課税標準の引き下げあり。
	<b>一部の相続人から更正の請求があった場合の他の相続人に係る除斥期間の見直し</b> 令和5年4月1日以後に申告書の提出期限が到来する相続税について適用	一部の相続人から更正の請求があった場合、他の相続人の除斥期間も、更正の請求があった日から6か月を経過する日まで延長する（更正の請求が、他の相続人の本来の除斥期間満了後にあった場合を除く）。

項目	主な令和5年度 税制改正	
消費課税 (インボイス制度に係る見直し)	<b>適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置</b> 令和5年10月1日施行	適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったことまたは課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。
	<b>一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置</b> 令和5年10月1日施行	基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。
	<b>少額な返還インボイスの交付義務の見直し</b> 令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上に係る対価の返還等について適用	売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。
	<b>適格請求書発行事業者登録制度の見直し</b> 令和5年4月1日施行	適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日以後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。また、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。
納税環境整備	<b>電子取引の取引情報に係るデータ保存制度の見直し</b> 令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用	電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り）の提示または提出の求めに応じることができるようになっている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。

参考文献： ■週刊税のしるべ



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
 〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
 Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
 URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは  
こちらから！

